

昨年末に中国の武漢で感染が始まったとされる新型コロナウイルスは、年明けから急激に感染が拡大し、安倍総理大臣は3月2日から全国すべての小学校・中学校・高校などについて、春休みに入るまで臨時休校とするよう要請する考えを示しました。

その他にも国から全国の関係団体・機関にさまざまな要請を行うとともに、各企業はテレワークなどの施策を実施し始めています。今回はこれらの動きをご紹介します。

感染拡大防止に向けた協力要請

民間の信用調査会社「東京商工リサーチ」が、2月16日までの10日間、東京都内に本社を置く企業に対してインターネットを通じて行ったアンケートの結果（3260社から回答）によると

<新型コロナウイルスの発生で企業活動に影響を及ぼしているか？>

- ・「すでに影響が出ている」と答えた企業が28.5%
- ・「現時点で影響はないが今後、出る可能性がある」が43.3%

7割以上にあたる企業で影響があると回答しました。

産業別にみると、製造業で「すでに影響が出ている」と回答した企業が3割を超え、理由として、中国などからの部品の調達が滞っていることなどをあげています。また、大規模イベントの中止や延期で今後、消費が鈍ることへの懸念などを背景に、小売業では半数近くの企業が「今後、影響が出る可能性がある」と答えています。

こうした状況下で、2月26日、厚生労働大臣・経済産業大臣・国土交通大臣は、日本経済団体連合会・日本商工会議所・経済同友会・日本労働組合総連合会に、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた協力要請をしました。企業活動に影響が生じ始めている中でも、感染拡大防止への協力を求める内容です。

<協力要請の内容>

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・テレワークや時差通勤の活用推進
- ・お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮
- ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討

テレワークの活用推進

上記の協力要請もありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、テレワークの活用は多くの企業や公共団体に広がり始めています。

神奈川県は、約1万人の職員を対象に自宅などで仕事をするテレワークと時差出勤、時間休を含む年次有給休暇の取得でオフピーク出勤を行うと発表しました（3月15日まで）。富士通では、工場などで働く従業員を除く国内の社員3万人以上を対象に、テレワークを推奨する通知を出しました。これまでテレワークの利用は週に2回、月に8回までに限られていましたが、この上限も撤廃しました。

テレワークを活用したり時差通勤を呼びかけたりする動きは、パナソニックや東芝、ソニー、NECなどの電機各社のほか、トヨタ自動車や日産自動車などの自動車メーカーにも広がっています。

さらにNTTグループやKDDI、ソフトバンクなどの通信各社のほか、大手商社の三菱商事や大手食品メーカーの日清食品ホールディングス、石油元売り大手のコスモエネルギーホールディングスなど幅広い業種でテレワークなどの対応がとられています。

テレワーク活用の動きは、国内や海外への出張を控えるよう呼びかけたり、大規模な会議を取りやめたりする動きとも連動して各社で進んでいます。

たとえば、外資系の大手食品メーカーであるネスレ日本は、海外への出張を原則として禁止する対応を取っています。最初は中国や香港、それにシンガポールや韓国などへの出張を原則として禁止していました。その後、一定の期間は、感染者が出ていない国も含め原則として出張を禁止することにし、さらに国内の出張についても極力控えるようにしています。また大手商社の住友商事でも、当面の間、不要不急の出張は国内外を問わず見合わせることを決めているそうです。

そもそも総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省（いわゆる「テレワーク推進4省」）では、産業界・学識者との産学官で構成される「テレワーク推進フォーラム」によって、テレワークの活用によって働き方の多様性を広げる運動を推進していました。

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

11月はテレワーク月間

CHANGE 働くが変わる



テレワークで実現する働き方改革

テレワーク推進フォーラム（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、産業界、学識者で構成）では、2015年より11月を「テレワーク月間」と定め、テレワークの認知向上を図るとともに、テレワーク活用を推奨し、働き方の多様性を広げる運動を推進しています。

奇しくも思いがけない形でテレワークが推進されるようになりました。

しかし、テレワークによって働き方の多様性が広がれば、次世代育成支援の面でも大きなメリットになります。今後ますますのテレワーク活用が進むことを期待したいものです。

<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。